2　業務

一　普及啓発及び研修等

事業者が経営力向上の取組を効果的に実施できるよう、その模範となる取組について、セミナーやＷＥＢサイトによる情報の発信、教育訓練等を図ること。

二　調査研究等

経営力向上の模範となる取組に係る情報を継続的に収集、整理及び分析し、必要な調査研究を行うこと。

3　事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たって配慮すべき事項

一　国が配慮すべき事項

イ　国は、地域における中小企業の支援の担い手を多様化・活性化し、事業者等に対して専門性の高い支援を行うための支援体制の充実を図るものとする。

ロ　国は、事業分野別経営力向上推進業務を行う者に対して、必要な制度概要等の周知徹底に努めるものとする。

ハ　国は、事業分野別経営力向上推進業務を行う者が認定の申請を行う際に必要となる書類の簡素化に努めるものとする。

ニ　国は、認定事業分野別経営力向上推進機関に対して、政策評価の観点から、定期的に事業分野別経営力向上推進業務の実施状況や成果について、任意の調査等を実施するものとする。

ホ　国は、認定事業分野別経営力向上推進機関に対する任意の調査等の結果、必要と判断した場合には、当該認定事業分野別経営力向上推進機関の事業分野別経営力向上推進業務の成果について報告を求める等により、当該認定事業分野別経営力向上推進機関による支援体制の状況等を把握するものとする。

二　認定事業分野別経営力向上推進機関が配慮すべき事項

イ　認定事業分野別経営力向上推進機関は、事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たって、合理的な理由なく、特定の事業者を支援対象から外すことのないようにすること。

ロ　認定事業分野別経営力向上推進機関は、業務上知り得た秘密の保持による信頼の確保を図ること。

三　独立行政法人中小企業基盤整備機構が配慮すべき事項

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定事業分野別経営力向上推進機関の依頼に応じて、技術、海外展開、広域的販路開拓、商業活性化、知財管理等に関し専門的な知識を有する専門家の派遣等の協力業務を行うこと。

第6　適用範囲

本指針の適用範囲は、日本標準産業分類で、不動産業に分類される事業者のうち、駐車場業に分類される事業者を除くものに適用されるものとし、駐車場業に分類される事業者については、中小企業等経営強化法第三条第一項に規定する中小企業等の経営強化に関する基本方針が適用されるものとする。

○国土交通省告示第六百二十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条の二十九の規定に基づき、軽自動車検査協会の事務所の所在地の変更及び検査事務を開始する日についての届出があったので、告示する。

平成二十九年六月十六日　国土交通大臣　石井　啓一

軽自動車の検査事務を行う事務所の名称及び変更後の所在地並びに検査事務を開始する日

名称	所在地	検査事務を開始する日
軽自動車検査協会大阪主管事務所和泉支所	大阪府和泉市伏屋町一丁目十三番三号	平成二十九年七月十八日

○防衛省告示第百十九号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が平成二十九年六月十四日次のとおり決定された。

平成二十九年六月十六日　防衛大臣　稲田　朋美

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇六七	横浜ノース・ドック	横浜市	国有 民有	土地：約一二、〇〇〇平方メートル 土地：約三三、〇〇〇平方メートル 陸上自衛隊が訓練場所として共同使用する。 使用期間：平成二十九年六月二十日から同月三十日までの間
三一五四	沼津海浜訓練場	沼津市	国有 公有 民有	土地：約二七、〇〇〇平方メートル 土地：約一、一〇〇平方メートル 土地：約六〇平方メートル 水域：約一三、五八〇、〇〇〇平方メートル 陸上自衛隊が訓練場所として共同使用する。 使用期間：平成二十九年六月二十日から同月三十日までの間
六〇一一	キャンプ・ハンセン	沖縄県国頭郡金武町	国有 公有	土地：約一九〇平方メートル 土地：約二、九〇〇平方メートル 金武町が浄水場施設用地及び配水管埋設用地として共同使用する。

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇八七	池子住宅地区及び海軍補助施設	逗子市	国有	工作物：囲障 境界柵として追加提供する。
三一一七	浦郷倉庫地区	横須賀市	国有	工作物：囲障等 ユーティリティとして追加提供する。

○中部地方整備局告示第六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月十六日　中部地方整備局長　塚原　浩一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
土岐市土岐津町土岐口字道北一三六三番一から同市土岐津町土岐口字中山一三七二番一五まで	前	三〇・三二～四四・七一メートル	〇・三七九キロメートル
	後	二四・三九～四七・八一メートル	〇・三七九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

○四国地方整備局告示第五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月十六日　四国地方整備局長　名波　義昭